

通所介護事業所の出張所(サテライト)における加算等について

①事業所単位で算定するもの	②本体とサテライト型のそれぞれの事業所で算定するもの
<ul style="list-style-type: none"> ・定員超過利用減算 ・人員基準欠如減算 ・中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ・中重度者ケア体制加算(※除く) ・認知症加算(※除く) ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)・(Ⅱ) ・介護職員処遇改善加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・延長加算 ・入浴介助加算 ・個別機能訓練加算(Ⅰ)・(Ⅱ) ・若年性認知症利用者受入加算 ・栄養改善加算 ・口腔機能向上加算 ・同一建物減算 ・送迎減算

※27.4.30事務連絡「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)(平成27年4月30日)」の送付について
(認知症加算・中重度者ケア体制加算について)

Q.サテライト事業所において加算を算定するにあたり、認知症加算又は中重度者ケア体制加算の算定要件の一つである専従の認知症介護実践者研修等修了者又は看護職員は通所介護を行う時間帯を通じて本体事業所に1名以上配置されていればよいか。

A.認知症加算・中重度者ケア体制加算は、認知症高齢者や重度要介護者に在宅生活の継続に資するサービスを提供している事業所を評価する加算であることから、通所介護を行う時間帯を通じてサテライト事業所に1名以上の配置がなければ、加算を算定することはできない。